

14

官長

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

(子ども・子育て支援法の一部改正)

長次 第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項に次の一号を加える。

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

第六十六条の三第一項中「六分の一」を「五分の一」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成）

第十四条の二 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、その雇用する労働者に係る育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助

長谷参事官
貝原事務官

3.1.13

成及び援助を行う事業を行うことができる。

(児童手当法の一部改正)

第二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「支給されない者」の下に「であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるもの」を加え、同条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中子ども・子育て支援法附則第十四条の次に一条を加える改正規定 令和三年十月一日

二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年六月一日

(検討)

第二条 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第一項の規定は、令和四年六月以後の月分の同項の給付の支給について適用し、同年五月以前の月分の第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二

条第一項の給付の支給については、なお従前の例による。

(地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十三条

理 由

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇〇〇〇

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案	新旧対照条文	目次
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	（抄）	1
児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（抄）	3
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（抄）	5
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	（抄）	6

改 正 案	現 行
（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2（略） 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 三（略） 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 4 5 10（略） （拠出金の施設型給付費等支給費用への充当） 第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の五分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。	（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2（略） 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 三（略） （新設） 4 5 10（略） （拠出金の施設型給付費等支給費用への充当） 第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

2 (略)

附 則

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第十四条の二 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、**その**雇用する労働者**に係る**育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 (略)

附 則

(新設)

改 正 案	現 行
附 則 （特例給付） 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に應じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に第四項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。 3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。 4 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九条条まで（第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）	附 則 （特例給付） 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に次項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。 3 第六條第二項、第七條第一項及び第三項、第八條から第十一條まで、第十二條第一項、第十三條から第二十二條まで（第十八條第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三條から第二十九條まで（第二十六條第二項を除く。）並びに第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八條第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）

「とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

（略）

6|5| 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二條の二」とあるのは「第二十二條」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

7| 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8| （略）

「とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

（略）

5|4| 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二條の二」とあるのは「第二十二條」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

6| 第一項から第四項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7| （略）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="947 275 1017 607">法 律</th><th data-bbox="947 607 1017 1088">事 務</th></tr> <tr> <td data-bbox="366 275 947 607"> （略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） </td><td data-bbox="366 607 947 1088"> （略） この法律（第二十条から第二十二 条まで）（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。） </td></tr> </table>	法 律	事 務	（略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（略） この法律（第二十条から第二十二 条まで）（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="947 1171 1017 1503">法 律</th><th data-bbox="947 1503 1017 2007">事 務</th></tr> <tr> <td data-bbox="366 1171 947 1503"> （略） 児童手当法（昭和四十 六年法律第七十三号） </td><td data-bbox="366 1503 947 2007"> （略） この法律（第二十条から第二十二 条まで）（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。） </td></tr> </table>	法 律	事 務	（略） 児童手当法（昭和四十 六年法律第七十三号）	（略） この法律（第二十条から第二十二 条まで）（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。）
法 律	事 務								
（略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（略） この法律（第二十条から第二十二 条まで）（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。）								
法 律	事 務								
（略） 児童手当法（昭和四十 六年法律第七十三号）	（略） この法律（第二十条から第二十二 条まで）（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。）								

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（児童手当に関する経過措置） 第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十條（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一條（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。	（児童手当に関する経過措置） 第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十條（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一條（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

改正法第1条の規定により新設した子ども・子育て支援法附則第14条の2の規定ぶり
の修正について

- 改正法第1条の規定により、今般新設した子ども・子育て支援法附則第14条の2については、「政府は、…雇用する労働者の育児休業の取得の促進その他の…雇用環境の整備を行うことにより…認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。」と規定していたところ。
- この点、当該規定中に「雇用する労働者の」とあるのは、後段の「雇用環境の整備」にかかる字句であるところ、両者の字句が条文上離れて規定されておりこの趣旨が分かりにくいことから、規定を明確化するため、「雇用する労働者に係る」と修正することとする。
- 併せて、規定の明確化の観点から、労働者を雇用する主体を明確に指し示すため、「その雇用する労働者に係る…雇用環境の整備を行うことにより…認められる事業主」と修正することとする。
- なお、上記の趣旨及び規定ぶりは、子ども・子育て支援法第4条の事業主の責務に関する規定の例に倣ったものである。

(参考) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

官 長

入

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

長谷参事官

貝原事務官

長 次

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項に次の一号を加える。

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

第六十六条の三第一項中「六分の一」を「五分の一」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第十四条の二 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、雇用する労働者の育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援

助を行う事業を行うことができる。

(児童手当法の一部改正)

第二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「支給されない者」の下に「であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるもの」を加え、同条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中子ども・子育て支援法附則第十四条の次に一条を加える改正規定 令和三年十月一日

二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年六月一日

(検討)

第二条 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第一項の規定は、令和四年六月以後の月分の同項の給付の支給について適用し、同年五月以前の月分の第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二

条第一項の給付の支給については、なお従前の例による。

（地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の
項

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十三条

理 由

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇〇〇〇

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案	新旧対照条文	目次
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	（抄）	1
児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（抄）	3
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（抄）	5
地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）	（抄）	6

改 正 案	現 行
（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2（略） 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 三（略） 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 4 10（略） （拋出金の施設型給付費等支給費用への充当） 第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の五分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拋出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拋出金をもって充てる。	（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2（略） 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 三（略） （新設） 4 10（略） （拋出金の施設型給付費等支給費用への充当） 第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拋出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拋出金をもって充てる。

2
(略)

附則

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第十四条の二 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、雇用する労働者の育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2
(略)

附則

(新設)

改 正 案	現 行
附 則 （特例給付） 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に第四項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。 3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。 4 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九条まで（第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）	附 則 （特例給付） 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に次項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。 （新設） 3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九条まで（第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）

「とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5|
(略)

6| 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二条の二」とあるのは「第二十二条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条（これらの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

7| 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(略)

「とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4|
(略)

5| 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二条の二」とあるのは「第二十二条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

6| 第一項から第四項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="964 291 1003 622">法 律</th><th data-bbox="964 622 1003 1111">事 務</th></tr> <tr> <td data-bbox="392 291 964 622"> （略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） </td><td data-bbox="392 622 964 1111"> （略） この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）<u>、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。</u>）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。） </td></tr> </table>	法 律	事 務	（略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（略） この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）<u>、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。</u>）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="964 1187 1003 1518">法 律</th><th data-bbox="964 1518 1003 2029">事 務</th></tr> <tr> <td data-bbox="392 1187 964 1518"> （略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） </td><td data-bbox="392 1518 964 2029"> （略） この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）<u>、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。</u>）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。） </td></tr> </table>	法 律	事 務	（略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（略） この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）<u>、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。</u>）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。）
法 律	事 務								
（略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（略） この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）<u>、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。</u>）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。）								
法 律	事 務								
（略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（略） この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）<u>、第二十二條の二及び第 二十九條（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。</u>）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七條第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七條 第一項、第八條第一項及び第十四 條第一項の規定により都道府県又 は市町村が処理することとされて いる事務を含む。）								

改 正 案	現 行
（児童手当に関する経過措置） 第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第二條第四項）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十條（同法附則第二條第四項）において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一條（同法附則第二條第四項）において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に對する児童手当又は特例給付の支給に關しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。	（児童手当に関する経過措置） 第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第二條第三項）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十條（同法附則第二條第三項）において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一條（同法附則第二條第三項）において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に對する児童手当又は特例給付の支給に關しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案 読替表 目次

改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第四項の規定による同法第十九条の読替え	1
改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第六項の規定による同法第二十九条の二の読替え	2

○ 改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第四項の規定による同法第十九条の読替え
 (網掛け部分は改正法第二条による改正部分、傍線部分は法律読替え部分)

改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第四項の規定による読替え後	改正法第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第三項の規定による読替え後	読 替 前
(市町村に対する交付) 第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が附則<u>第二条第四項</u>において準用する<u>第八条第一項</u>の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を交付する。	(市町村に対する交付) 第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が附則<u>第二条第三項</u>において準用する<u>第八条第一項</u>の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を交付する。	(市町村に対する交付) 第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が<u>第八条第一項</u>の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用(三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用(三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその三分の二に相当する額を、被用者でない者に対する費用(当該被用者でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ交付する。

○ 改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第六項の規定による同法第二十九条の二の読替え
 （網掛け部分は改正法第二条による改正部分、傍線部分は法律読替え部分）

改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第六項の規定による読替え後	改正法第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第五項の規定による読替え後	読 替 前
（事務の区分） 第二十九条の二 この法律（第二十条から第二十二 条まで及び第二十九条（これらの規定を附則 第二条第四項において準用する場合を含む。） を除く。）の規定により市町村が処理すること とされている事務（第十七条第一項（附則第 二条第四項において準用する場合を含む。）の規 定により読み替えられた第七条第一項、第八条 第一項及び第十四条第一項の規定により都道府 県又は市町村が処理することとされている事務 を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律 第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第 一号法定受託事務とする。	（事務の区分） 第二十九条の二 この法律（第二十条から第二十 二条まで及び第二十九条（これらの規定を附則 第二条第三項において準用する場合を含む。） を除く。）の規定により市町村が処理すること とされている事務（第十七条第一項（附則第 二条第三項において準用する場合を含む。）の規 定により読み替えられた第七条第一項、第八条 第一項及び第十四条第一項の規定により都道府 県又は市町村が処理することとされている事務 を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律 第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第 一号法定受託事務とする。	（事務の区分） 第二十九条の二 この法律（第二十条から第二十 二条の二まで及び第二十九条を除く。）の規定 により市町村が処理することとされている事務 （第十七条第一項の規定により読み替えられた 第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一 項の規定により都道府県又は市町村が処理する こととされている事務を含む。）は、地方自治 法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

子ども・子育て支援法及び児童手当法
の一部を改正する法律案
説明資料

令和3年1月

内閣府子ども・子育て本部

目 次

総論	1
＜本法案の名称について＞	1
＜子ども・子育て支援法及び児童手当法を束ねる理由について＞	3
＜本法案を予算関連法案とする理由について＞	4
子ども・子育て支援法の一部改正	5
＜市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加について（子ども・子育て支 援法第 61 条第 3 項関係）＞	6
＜施設型給付費等支給費用に充てる事業主拠出金の上限割合の引上げについて（子ども ・子育て支援法第 66 条の 3 関係）＞	9
＜労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設について（子 ども・子育て支援法附則第 14 条の 2 関係（新設））＞	11
児童手当法の一部改正	15
＜特例給付の見直しについて（児手法附則第 2 条関係）＞	16
附則関係	20
＜施行期日について（附則第 1 条関係）＞	21
＜検討規定について（附則第 2 条関係）＞	24
＜児童手当法の一部改正に伴う経過措置について（附則第 3 条関係）＞	26
＜地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正について（附則第 4 条関係）＞ ...	27

総論

<本法案の名称について>

- 子ども・子育て支援については、保育所等の運営費（子どものための教育・保育給付としての施設型給付費等）や児童手当（子どものための現金給付）の給付を含め、子ども・子育て支援法において総合的に規定されている。

（参照条文）

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2～10 （略）

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

- 児童手当法（昭和46年法律第73号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

- また、子ども・子育て支援に係る費用に関しても、子ども・子育て支援給付の一部に充てられている一般事業主から徴収する拠出金を含め、その負担者や負担割合（児童手当の支給に関しては、拠出金分のみ）について子ども・子育て支援法に規定されている。

- 今般、保育の需要の増大に伴い、令和3年度以降の保育の受け皿確保に係る「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日厚生労働省公表）に盛り込まれた施策の実現を図るため、追加で必要となる保育所等の運営費を確保する必要があるとあり、児童手当が支給されない者に対する特例給付の支給要件に関する見直しにより捻出された財源を活用するとともに、拠出金について保育所等の運営費に充当することができる割合の引上げにより、より多くの財源を保育所等の運営費に充当できるように改正することとしている。

- 以上を踏まえ、今般の改正については保育所等の運営費の負担割合等について規定している子ども・子育て支援法を軸とし、題名を「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」とする。

＜子ども・子育て支援法及び児童手当法を束ねる理由について＞

- 法案の本則において改正を予定している法律は、子ども・子育て支援法及び児童手当法である。
- 当該改正法案については、以下の１～３のとおり、法案の一本化の基準を満たしていることから、これらの法律を束ねて改正することとする。

１．法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨目的が一つであると認められる

今般の改正は、総合的な少子化対策を推進する一環として、子ども・子育て支援の効果的な実施を図ることを目的に、特に、保育の需要の増大に対応するために令和３年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に充てるため、児童手当が支給されない者に対する特例給付の支給要件に関して見直すことで捻出された財源を活用するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の保育所等の運営費に充当できる割合を引き上げることでより多くの財源を保育所等の運営費に充てることができるようにすることを主眼とするものであり、いずれの改正項目も趣旨目的は同一である。

２．内容的に法案の条項が相互に関連していて一つの体系を形作っていると認められる

子ども・子育て支援法の改正は、同法に規定されている一般事業主から徴収する拠出金を保育所等の運営費に充当することができる上限割合を引き上げるものである。また、児童手当法の改正は、特例給付の支給対象者を見直すものであり、これによって特例給付を含む児童手当の支給に要する費用が減少するとともに、捻出された財源を令和３年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に活用することとしている。

拠出金を充てることのできる費用には、保育所等の運営費及び児童手当の支給に要する費用等が含まれる（子ども・子育て支援法第 69 条）ほか、拠出金の率の計算には、児童手当の支給や保育所等の運営費など、当該拠出金の充当対象事業に要する費用の予想総額等を勘案することとされている（同法第 70 条）。このため、今回の特例給付の支給要件の見直しによる特例給付を含む児童手当の支給に要する費用の減少や保育所等の運営費のための財源確保は、保育所等の運営費に充当することができる上限割合に直接的に影響することとなる。

したがって、特例給付の支給要件等を見直しと拠出金の使途の割合の引上げは、一体として行う必要があり、今般の改正条項は相互に牽連性を有するものである。

３．一つの委員会の所管に属する範囲内のものである

当該法案の本則において改正を予定している子ども・子育て支援法及び児童手当法については、いずれも内閣委員会の所管に属するものである。

＜本法案を予算関連法案とする理由について＞

- 本法案においては、子ども・子育て支援法の一部改正により、労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する時限的な助成制度を創設することとしている。
- 当該助成制度については、事業者からの強い要請を受け、速やかに措置する必要があるため、令和３年度下半期に開始する必要がある。
- また、当該助成制度については、育児休業の取得を推進し、保育サービスに対する需要の低減に貢献している事業主に対する支援として助成を行うものであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により企業の業績悪化が見込まれる中において、事業主に対する速やかな支援を行う観点から、令和３年１０月１日施行とすることを予定している。
- したがって、令和３年度予算により当該助成制度を適切に執行する必要があることから、本法案は予算関連法案とする。

子ども・子育て支援法の一部改正

＜市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加について（子ども・子育て支援
法第 61 条第 3 項関係）＞

1. 改正の趣旨

- 今般の改正では、特に、保育の需要の増大に対応するために令和 3 年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に充てるため、特例給付の支給要件の見直しにより生じた財源の活用や一般事業主から徴収する拠出金の保育所等の運営費に充当できる割合の引上げを行い、保育の提供体制を確保できるようにしている。
- このような保育の提供体制の側からの対応にあわせて、保育の需要側への対応として、子育て家庭や妊産婦が必要な子ども・子育て支援を円滑に利用できるように、例えば、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかった場合においても継続した支援を行うなど、より効果的に子育て支援が利用されるような環境を整えることが重要である。
- この点、少子化社会対策大綱に示されているように、子育て家庭や妊産婦に身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化を推進していくことは、上記の観点から待機児童対策にも資するものであり、利用者支援事業を含めた地域の子ども・子育て支援を実施する関係機関相互の連携の推進を図っていくことが必要である。

【参考】少子化社会対策大綱（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）

利用者支援事業については、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化の推進を図る。特に、待機児童の解消を図るため、保育コンシェルジュを活用し、保育所等の利用について、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかった場合においても継続した支援を行う「寄り添う支援」を実施する。

- また、令和 3 年度予算案においては、
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業の中でも、地域の子育て支援の中核として関係機関との連絡調整を担う、同法第 59 条第 1 号に規定する利用者支援事業の国庫補助率を 1／3 から 2／3 に引上げる
 - ・ 利用者支援事業において地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築を行う経費を支援するための費用の計上を行っており、各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていくこととしているところ。

- これらを踏まえ、市町村における子ども・子育て支援施策の実施に係る機関の連携を制度的にも促進するため、法第 61 条第 2 項に基づいて市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関の連携の推進に関する事項を盛り込むこととする。

2. 改正の概要

- 給付のような全国一律の基準を適用することになじまず、地域の実情に応じて実施することが効果的な事業を、地域子ども・子育て支援事業として、各市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って行うこととされている（法第 59 条）。
- この子育て支援事業計画は、内閣総理大臣が示した基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり（法第 61 条第 1 項）、この計画には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保について定めることが必要である（同条第 2 項）。
- これに加えて、市町村が当該計画に定めるよう努めるべき事項として、次のように、施策の円滑な実施に関する事項や施策間の連携に関して市町村が留意すべき事項がある（同条第 3 項）。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- これらの事項を計画の記載事項とすることによって、計画に定める過程を通じて市町村がこれらの取り組みについて意識付け、また関係機関との調整を行う機会を設ける趣旨である。また、地域子ども・子育て支援事業はこの計画に従って行うこととなっているため（法第 59 条）、実施段階における行動指針としての性格をもつこととなる。
- 今回の改正において、子ども・子育て支援法第 61 条第 3 項に規定する、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定めるよう努めるべき事項として、教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。

※ 「その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関」としては、市町村の委託を受けて地域子ども・子育て支援事業を行う事業者、保育所・幼稚園・認定子ども園等を想定している。

- なお、市町村子ども・子育て支援事業計画は内閣総理大臣が定める基本指針に即して定めるものであり、基本指針の記載事項（法第 60 条第 2 項各号）におおむね対応しているところ、今回追加する事項は、同項第 5 号の地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保に関する事項に対応するものであり、基本指針の記載事項に新たな事項を追加する必要はない。

＜施設型給付費等支給費用に充てる事業主拠出金の上限割合の引上げについて（子ども・子育て支援法第 66 条の 3 関係）＞

1. 改正の趣旨

- 子どもを安心して生み育てることのできる社会の実現は日本全体で取り組まなければならない課題の一つであるとともに、保育の受け皿の確保は、現在の労働力を確保することを可能とするため事業主にとって受益があることから、満 3 歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。以下同じ。）に係る同法第 66 条の 3 に規定する施設型給付費等支給費用（以下「満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用」という。）の 6 分の 1 を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てることとされている。
- これは、平成 29 年の大臣折衝において、「「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0 歳～2 歳児相当分）に拠出金を充てるため、0 歳～2 歳児に係る保育給付費総額に対する拠出金の充当割合の上限を法定する」とされたことに伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 12 号）により規定されたものである（子ども・子育て支援法第 66 条の 3）。
- 具体的な充当割合については、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用の総額が約 1.2 兆円となっていたことから、「子育て安心プラン」に基づき新たに充当される拠出金の額 2,000 億円を基に定めたものである。
$$2,000 \text{ 億円} / 1.2 \text{ 兆円} = 1/6 \text{ (}\approx 16.7\%)$$
- 今般、保育需要の増大に対応するため、「新子育て安心プラン」の実現に向け、一般事業主より、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用として 1,000 億円追加で拠出することを合意していることから、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充当される拠出金の割合が現行の上限である 6 分の 1 を超えることが見込まれる。
- このため、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充てる拠出金の割合の上限を引き上げることとする。

2. 改正の概要

- 拠出金を充当することができる満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に対する割合の上限を、6 分の 1 から 5 分の 1 に引き上げる。
 - ※ 令和 7 年度に見込まれる満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に占める拠出金の割合
$$(2,000 \text{ 億円} + 1,000 \text{ 億円}) / 1.56 \text{ 兆円} = 1/5 \text{ (}\approx 19.2\%)$$

- * 一般事業主からの1,000億円の追加拠出に加え、政府より追加で公費を充てるため、令和7年度における満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用は、約1.56兆円となる。

＜労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設について（子ども・子育て支援法附則第14条の2関係（新設））＞

1. 改正の趣旨

- 保育の需要の増大等に対応するため、今回の改正により、拠出金を充当することができる満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に対する割合の上限を、6分の1から5分の1に引き上げ、事業主の負担を増やすこととしている。
- 一方で、従業員に対して育児休業の取得を促進している企業もある。育児休業の取得促進は、保育サービスに対する需要の低減につながるため、全体として必要な保育に要する費用を縮減するとともに子育て環境の整備に貢献することから、育児休業を従業員に多く取得させている事業主を対象として、助成金で支援することは育児休業を取得しやすい社会環境を醸成し、子ども及びその保護者である従業員が置かれている環境に応じた、従業員の選択に基づく、良質かつ適切な保育その他の子ども・子育て支援の総合的かつ効率的な提供が図られ、子育て支援として意義があると考えられる。
- また、今般、満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用の増大に伴い、政令で定める拠出金率を引き上げ、事業主の拠出金の負担を増大させることとしている。この点、助成を行うことは、積極的な取組を行う事業主に対し、拠出金の負担の増加に対する緩和措置としても機能することが期待される。
 - ※ 令和2年度の拠出金率 1,000分の3.6
(子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第27条)
- このため、従業員の育児休業取得を積極的に進めている事業主を助成する制度を創設する。具体的には、今後、事業主の団体と協議を行った上で決めていくが、行政の認定を受けたものとしては、従業員の育児休業取得の推進など、次世代育成支援に積極的な事業主を認定する、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に規定する厚生労働大臣認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）を取得した事業主などのうち、特に従業員の育児休業取得による負担が大きい中小企業を対象とすることが考えられる。
 - ※ くるみん認定については、有効期限が設けられているようなものではなく、過去に認定を取得した事業主についても「くるみん認定を取得した」事業主になるため、助成制度の実施年度の前年度に認定を取得した事業主に限ることを検討。
- なお、これは、企業間で従業員の育児休業取得を積極的に進めている事業主を相互に支援する仕組みとして、一般事業主からの拠出金を財源とする。
 - ※ くるみん認定事業主数（令和2年3月末時点）
301人以上規模：2,001 300人以下規模：1,311
うち、特例認定（プラチナくるみん認定）：367

※（参照条文）

○次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（抄）

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

○子ども・子育て支援法（抄）

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

2. 改正の概要

- 従業員の育児休業取得を積極的に進めているなど、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対する時限的な（令和 9 年 3 月 31 日までとする）助成制度を設けることとし、当分の間の措置として、仕事・子育て両立支援事業にこれを位置づける。なお、仕事・子育て両立支援事業について規定した同法第 59 条の 2 に倣い、「～に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる」と規定する。

（当該助成制度を仕事・子育て両立支援事業として位置づけることについて）

- 現行、子ども・子育て支援法に規定されている国が一般事業主からの拠出金を用いて行う子育て支援事業としては、仕事・子育て両立支援事業がある。これは、労働者の「仕事と子育てとの両立に資する」（子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項）活動を支援することを目的として行う事業である。同法第 59 条の 2 第 1 項では、もっぱら「子ども

・子育て支援の提供体制の充実」の観点から仕事と子育ての両立を図るため、保育を行う業務に係る施設の設置者に対する助成及び援助について規定している。

- 一方で、雇用する労働者に対し育児休業の取得を促進することなどに積極的に取り組んでいる事業主を支援することは、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備の観点から仕事と家庭との両立を支援するため、「仕事・子育て両立支援事業」と目的を一にする。このため今回創設する事業主に対する助成は、仕事・子育て両立支援事業として位置づけることとする。

(当該助成制度を時限措置として規定することについて)

- 今般の助成制度は、保育の需要を低減する取組に対するインセンティブを付与するものであり、一定の期間を区切って取組を促進することを意図している。また、保育需要の増大に対応するために拠出金率を引き上げることに伴う事業主の負担を軽減するものでもあり、拠出金率引上げの移行期における緩和措置としての意味もある。このため、時限的な措置とすることが適当である。
- 期間の目安としては、保育の体制が整うまでの間は保育の需要の低減への取組が特に求められることから、待機児童の解消に向けて取り組む「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日厚生労働省公表）の取組期間の間に労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に取り組んだ事業主に助成金を支給できるよう、「新子育て安心プラン」の取組期間＋2年間（令和9年3月31日までの間）とする。
 - ※ 「新子育て安心プラン」は、令和6年度末までの保育の受け皿確保に係るプランであるところ、保育所等の運営費については令和7年度がピークとなることから、経済界からの追加拠出も令和7年度まで行われるところである。
 - このため、経済界の負担が生じている令和7年度までの間に労働者の仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備に取り組んだ事業主に対して助成ができるよう、くるみん認定・プラチナくるみん認定に係る申請期間や助成金の申請期間も考慮し、令和9年3月31日までとする。

(参考)

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抄）

男性の育児休業取得など次世代育成支援に積極的な事業主に対するインセンティブについて検討する。

(当該助成制度の附則の規定位置について)

- 子ども・子育て支援法の原始附則については、①施行期日、検討規定、②国、地方公共団体の努力義務規定、③本則規定に係る経過措置、④施行日前の準備、⑤委任規定、⑥法施行後に創設された個別事業の順で規定されている。

- この点、⑥法施行後に創設された個別事業に関して、
 - ・ 当分の間の措置である保育充実事業
 - ・ 単年度措置の子ども・子育て支援臨時交付金が規定されているところ。

- 現行の子ども・子育て支援法の原始附則では、上記⑥法施行後に創設された個別事業は、
 - ・ まず、待機児童対策のため事業主から徴収する拠出金率の上限の引上げや事業主拠出金の充当対象の拡大等の改正にあわせて当面の保育への需要の増大に対応するための措置として複数年度にわたって行うこととしたものを規定し（附則第 14 条）、
 - ・ 次に、地方消費税及び地方消費税交付金の増収見込額が平成 31 年度は過小であることに対応するための単年度限りの特例的な措置を定めている（附則第 15 条～第 25 条）。

- 今般、子ども・子育て支援法に新たに規定する「労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成」については、待機児童対策のため事業主の拠出金を充てる上限を引き上げるとともに政令による拠出金率を引き上げることに併せて当面の保育の需要の増大に対応するために複数年度にわたって行う事業であるため、同様の措置である保育充実事業（附則第 14 条）の次に、附則第 14 条の 2 として新設することとする。

※ なお、附則第 15 条～第 25 条までの規定に関しては、「子ども・子育て支援臨時交付金」の交付が令和 2 年 3 月に終了し、財源である交付税及び譲与税配付金特別会計の決算も終了したところであるが、過大に交付してしまった場合の対応等、都道府県及び市町村において交付金に係る事務が発生する可能性があることから、今般の改正においてはこれらの規定を削除しないこととする。

児童手当法の一部改正

＜特例給付の見直しについて（児手法附則第2条関係）＞

1. 改正の趣旨

- 児手法第5条では、児童手当の支給要件として所得制限を設けており、所得制限額以上の所得を有する者（以下「一定以上所得者」という。）には児童手当を支給しないこととしている。
 - ※ 扶養親族等及び児童が3人いる者（配偶者と児童2人を扶養する者）をモデル世帯として、当該者についての所得制限額を736万円（年収目安960万円）（*）としている。
 - * 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「児手令」という。）第1条において規定している、扶養親族等及び児童がいない場合の所得制限額622万円は、736万円から扶養親族等3人分の加算額114万円を控除したもの。
- 一方で、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による児手法の改正において、一定以上所得者に対しては、当分の間の特例措置として、児童1人につき月額5,000円の給付（以下「特例給付」という。）を行うこととしている（児手法附則第2条第1項）。
- この点、近年の国会や財政制度等審議会等において、高所得世帯に対する特例給付が必ずしも足元の子育て費用に充てられていないことや、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていること、消費の実態や他制度の例も踏まえ、特例給付については廃止すべき等の議論がなされているところ。

（参考）近年の特例給付に関する議論

- 令和3年度予算の編成等に関する建議（令和2年11月25日財政制度等審議会）（抜粋）

Ⅱ. 令和3年度（2021年度）予算編成の課題

1. 社会保障

（4）子供・子育て

④児童手当の見直し

現行の児童手当制度においては、所得制限を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として月額5,000円（年額6万円）の「特例給付」が支給されている。昨年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や他制度の例も踏まえ、所得制限を超える者への特例給付については、廃止すべきである。（略）

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I－2（1）子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）

○児童手当の支給・在り方の検討

- ・児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

○全世代型社会保障検討会議第2次中間報告（令和2年6月25日全世代型社会保障検討会議）
（抜粋）

第2章 昨年末以降の検討結果

5. 少子化対策

（5）多子世帯への支援

多子世帯に配慮し、子育て、教育、住居など様々な面での負担の軽減策を推進する。
児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

- これを踏まえ、子ども・子育て支援の効率化・重点化を図るため、児童手当の所得制限に該当する高所得世帯に支給している特例給付の見直しを行う必要がある。

2. 改正の概要

- 現金給付を行う必要性が低い超高所得世帯に対する特例給付を廃止するため、一定以上所得者のうち、所得上限を超える者には特例給付を支給しないこととする。

（所得上限の定め方について）

- 所得上限については、児童手当の所得制限（児手法第5条第1項）と同じ考え方で、一定以上所得者の扶養親族等及び一定以上所得者の扶養親族等でない児童で当該一定以上所得者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて定まるようにする。

※ 扶養親族等及び児童がいない場合の所得の額を所得上限の計算に当たっての基準として定め、扶養親族等及び児童がいるときは、当該基準額に当該扶養親族及び児童1人につき38万円（所得税の扶養控除額）を加算して所得上限を設定する。

（所得上限の額について）

- 現行制度では、児童手当の支給要件として、扶養親族等及び児童が3人いる場合（配偶者と児童2人を扶養する者）をモデル世帯としていることを踏まえ、特例給付の所得上限の設定に当たっても、同様に扶養親族等及び児童が3人いる場合をモデル世帯とし、所得上限額を972万円（年収目安1,200万円）とすることを予定している。

※ 具体的な規定は、扶養親族等及び児童がいないときは、所得上限を858万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、扶養親族等及び児童1人につき38万円加算した額とする。

- なお、年収目安 1,200 万円の所得上限額は、税制上の配偶者控除を受けられる上限が年収目安約 1,200 万円（1,195 万円）であること等を踏まえ、政府・与党の協議により決定されたものである。

（所得の範囲及び計算方法について）

- 特例給付の所得制限の対象となる所得の範囲及び計算方法は、児童手当の所得制限に用いる所得と同じものとする予定であるところ、当該所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当の所得制限について規定する児手法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定ぶりと同様に、政令で定めることとする。

（前年と前々年の所得を用いる区分を政令に委任することについて）

- 児手法第 5 条第 1 項においては、1 月から 5 月分の児童手当については前々年の所得を、6 月から 12 月分の児童手当については前年の所得を用いることを規定している。本法律案による改正後の特例給付についても、1 月から 5 月分までの給付については、児童手当の所得制限と同様、前々年の所得を用いて支給判定を行うこととするが、何月分の給付について前年又は前々年の所得のいずれを用いるかについては、政令で定めることとする。
- これは、児童手当については児手法第 4 条に支給根拠を規定した上で、第 5 条で前年又は前々年の所得のいずれを用いて児童手当の支給判定を行うかを規定しているのに対し、特例給付については附則第 2 条第 1 項を支給根拠としているため、支給の根拠規定中で特例給付の存在を前提として「月分の給付」という概念を用いて支給要件を規定することとならないようにしたためである。
- なお、前年又は前々年の所得のいずれを用いるかの区分を政令で定めることにした場合には、何月で所得が切り替わるのかが法律上は明らかにならないこととなるが、特例給付に関する法律上の規定には、6 月 1 日で前年と前々年の所得が切り替わることを前提としたものはないため、支障は生じない。

（政令委任規定の附則第 2 条中の規定順について）

- 所得の範囲、計算方法、前年と前々年の所得を用いる区分を政令に委任する規定で「月分の給付」という概念を用いるため、特例給付について月ごとに給付することを規定する同条第 2 項の次に、政令への委任規定を置くこととする。

（附則第 2 条第 1 項において「当該年の十二月三十一日」と規定することについて）

- 扶養親族等でない児童で一定以上所得者が生計を維持したものの数を算定する際の基準となる時点は、所得判定において税法上の扶養親族等を算定する際の基準の時点と同様であり、前々年の所得を用いる 1 月から 5 月分までの特例給付については、前々年の 12 月 31 日に生計を維持した扶養親族等でない児童の数を見ることとなる。

- したがって、「前年又は前々年の所得」にいう年に対応した12月31日を指す必要があることから、「…その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したもの…」と規定する。

附則關係

＜施行期日について（附則第1条関係）＞

- 本法案は、令和4年4月1日から施行することとする。ただし、以下の事項に関係する規定については、それぞれ以下のとおり施行することとする。
 - ・ 労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度：令和3年10月1日
 - ・ 児手法の一部改正関係：令和4年6月1日

（施行期日を令和4年4月1日にするについて）

- 今般の改正は、保育需要の増大に対応し、待機児童の解消を実現するため、令和3年度以降の保育の受け皿確保のために必要な運営費の確保を図ることを主眼に置いているものである。
- また、当該運営費の確保に係る改正として、経済界との合意に基づき、満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付等支給費用に充てられる拠出金を追加で1,000億円拠出することとされたことを踏まえ、
 - ・ 当該運営費に充てることができる拠出金の割合の上限を引き上げ、
 - ・ 拠出金のほか必要となる公費については、児童手当の支給要件に関する見直しを行うことにより捻出された財源を充てるとともに、
 - ・ 拠出金の割合の上限引上げに伴う事業主の負担を緩和することも念頭に置いて、事業主に対する助成制度を創設することとしており、運営費の確保に係る改正の中でも拠出金の上限割合の引上げを主たる内容として、その他の改正も併せて行うこととしている。
- したがって、拠出金の上限割合の引上げに係る改正部分の施行日である令和4年4月1日を、本法案の施行日とすることとしている。

（拠出金の上限割合の引上げに係る改正の施行日を令和4年4月1日とする理由）

- この点、現行の拠出金の上限割合を超えて満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に拠出金を充当する必要があるのは、令和4年度分の満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用からであり、当該年度から拠出金の上限割合を引き上げ4月分から必要な拠出金を徴収することとしなければ、必要な財源を確保できず、待機児童の解消に重大な支障が生じる。
- このため、令和4年度の満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充当する分から拠出金の上限割合を引き上げる必要があることから、本法案の施行日を令和4年4月1日とするものである。

（市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加に係る改正の施行日を令和4年

4月1日とする理由)

- 地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援に関しては、利用者支援事業の国庫補助率の引上げ、利用者支援事業において地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築を行う経費を支援するための費用の計上など、地域の子ども・子育て支援の各施策の連携を推進するための措置を、令和3年度から実施することとしている。
- 一方で、各市町村における市町村子ども・子育て支援事業計画については、現在、令和2年度～令和6年度の5年間で1期とした第2期計画を定めているところであり、令和3年度末までの実績を踏まえ、令和4年度中に、各市町村において当該計画の中間見直しを行うことが想定される。
- そこで、各市町村において、地域子ども・子育て支援事業等の連携の推進に係る事業の実績も踏まえて当該計画の変更がなされる令和4年度から、今般の改正規定が適用されるよう、令和4年4月1日を施行日とするものである。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度に関する規定の施行日を令和3年10月1日とする理由)

- 今般の改正では、労働者の子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度を創設することとしている。
- 当該助成制度については、育児休業の取得を推進し、保育サービスに対する需要の低減に貢献している事業主に対する支援として助成を行うものであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により企業の業績悪化が見込まれる中において、事業主に対する速やかな支援を行う観点から、当該助成制度を実施するに当たっての実務上の作業等も踏まえて、本法案の施行日より早い令和3年10月1日を施行日とするものである。

(児手法の一部改正関係の規定の施行日を令和4年6月1日とする理由)

- 今般の児手法の一部改正関係の規定については、
 - ・ 特例給付の支給の時期は毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月までの分を支払うこととされており、事務の簡素化の観点からは支給時期に合わせることも適当であること
 - ・ 今回の改正により特例給付を受けられなくなる者が生ずるため、公布後1年程度は周知期間を置くことが適当であること
 - ・ システム改修等の地方公共団体の準備が必要であり、児童手当関係のシステム改修や事務の見直しは例年6月1日を起点とするサイクルで行われているため、そのタイミングに合わせることも適当であること等を考慮し、令和4年6月1日を施行日とするものである。

- なお、特例給付の支給判定において前年または前々年の所得のいずれを用いるかの区分については、政令において、児童手当と同様に6月で~~1日~~を切り替え~~時期とする~~ (1月から5月分の給付は前々年所得、6月から12月分の給付は前年の所得とする) 予定であり、その観点からも、自治体事務の簡素化を図るため令和4年6月1日を施行日とすることが適当である。

＜検討規定について（附則第2条関係）＞

- 児童手当については、少子化社会対策大綱や全世代型社会保障改革の方針においては、多子世帯や児童の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘や、世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘があることを踏まえ、子どもの数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方及び世帯合算の導入を検討すること、とされていたところである。
（参考）
- 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）（抜粋）
 - 2. 待機児童の解消
（略）少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。
- ここに示されている課題のうち、今般の改正においては、超高所得世帯においては現金給付の必要性が低いこと等に鑑みて特例給付の支給要件に所得制限を設けることとし、所得水準に応じた効果的な給付の在り方について対応することとした。
- しかし、多子世帯にはより手厚い給付を行うなど、児童の数等に応じた児童手当の効果的な給付やそのための財源の在り方、共働き世帯と片働き世帯といった世帯構成の違いを踏まえた支給要件の在り方等については、今般の改正後においても引き続き速やかな検討が必要である。
- 今回は、こうした検討が必要な諸課題を措いて、まずは早急な対応が必要な点に絞って対応することで政府・与党において方針がとりまとまったところである。政府としても本法案を国会に提出するに当たり、今回の措置で検討が終わったのではなく、引き続き検討が必要な課題があることを明確化することが必要であるため、検討規定を置くこととした。
- その際には、子どもや家庭の置かれた状況によって必要な支援策が異なることから、児童手当のような現金給付だけに閉じた議論ではなく、保育の受け皿の拡大、仕事と家庭の両立支援など、子ども・子育て支援に係る施策をトータルで見て、必要な家庭に必要としている支援が行えるようになっているかどうかという観点から、バランスのとれた議論が必要であるため、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を踏まえて行うこととしている。
- なお、児童手当の在り方の見直しについては、単なる拡充だけではなく重点化の観点からの検討もあり得る中、検討規定上は単に「拡充」とはせず「効果的な支給」を行う

こととしており、一方で、少子化社会対策大綱等に基づけばあくまで多子世帯への児童手当の拡充も含めた検討であることとされているため、単に児童手当の削減を検討するような規定ぶりとならないよう「少子化の進展への対処に寄与する観点から」との規定を加えることとしている。

(参考)

○少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2 (1) 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）

○児童手当の支給・在り方の検討

・児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

＜児童手当法の一部改正に伴う経過措置について（附則第3条関係）＞

- 今般の改正により、特例給付の支給に関して、新たに政令で定める額未満の者に支給することとする所得制限を設けることとしている。
- また、当該政令で定める額に基づき支給判定が行われるのは、令和4年6月分以後の特例給付からであり、令和4年5月分以前の特例給付の支給可否については、改正前の児童手当の所得制限により支給判定が行われることとなる。
- この点、児童手当及び特例給付の支給は認定請求を行った月の翌月から支給することとしているところ（児手法第8条第2項）、4月に認定請求をした者（5月分の児童手当等から支給を受けようとする者）の認定を6月以降に行う場合などは、当該者については従前の所得制限を適用する必要がある。
- このことを明確化するため、本法案による改正後の特例給付の支給の制限については令和4年6月分以後の特例給付の制限について適用することとし、令和4年5月分以前の特例給付の制限については、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。

・過去の児童手当の所得制限の改正の例

○所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）

附 則

（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十三条 （略）

2 （略）

3 前条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

4・5 （略）

・所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）

附則

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2・3 略

＜地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正について（附則第4条関係）＞

- 今般の改正により、特例給付の所得制限に用いる所得の範囲及びその額の計算方法について政令で定めることとするため、児手法附則第2条に新たに第3項を追加することとしているところ、この項ずれに伴い、同条第3項を引用している地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定について、同条第4項に改める改正を行う。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案 用例集

令和 3 年 1 月
内閣府子ども・子育て本部

目 次

(子ども・子育て支援法第六十一条第三項関係)	1
【「地域子ども・子育て支援事業～その他の子ども・子育て支援」の例】	1
(子ども・子育て支援法附則第十四条の二関係)	1
【「積極的に取り組む」の例】	1
【「取り組んでいる」の例】	1
【「政府は、仕事・子育て両立支援事業として、～に対し、助成及び援助を行う事業を行うこ とができる」の例】	2
(児童手当法附則第二条第一項関係)	2
【「～の前年～の所得～が、～の扶養親族等(及び)～の扶養親族等でない児童で～が～の十 二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額(未満) である」の例】	2
(児童手当法附則第二条第三項関係)	2
【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法～は、政令で定める。」の例】	2
(附則第二条関係)	3
【「子ども・子育て支援に関する施策」の例】	3
【「少子化の進展への対処に寄与する」の例】	3
【「～の観点から、」の例】	3
(附則第三条関係)	4
【「児童手当の所得制限を改正した際の経過措置の例】	4
【「所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例】	4
(理由関係)	4
【「総合的な少子化対策を推進する一環として、」の例】	4
【「保育の需要の増大等に対応(し)」の例】	5
【「施設型給付費等支給費用」の例】	5
【「一般事業主から徴収する拠出金」の例】	6
【「特例給付」の例】	6

(子ども・子育て支援法第六十一条第三項関係)

【「地域子ども・子育て支援事業」その他の子ども・子育て支援」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 (略)

2・3 (略)

(子ども・子育て支援法附則第十四条の二関係)

【「積極的に取り組む」の例】

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二十二年法律第六十七号)

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

【「取り組んでいる」の例】

○国家戦略特別区域法

(平成二十五年法律第七号)

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例)

第二十四条の二 (略)

2 (略)

一 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

二 (略)

3 (略)

【「政府は、仕事・子育て両立支援事業として、〃に對し、助成及び援助を行う事業を行うことができる」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 (略)

(児童手当法附則第二条第一項関係)

【「〃の前年〃の所得〃が、〃の扶養親族等(及び)〃の扶養親族等でない児童で〃が〃の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に應じて、政令で定める額(未満)である」の例】

○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

(支給要件)

第五条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に應じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 (略)

(児童手当法附則第二条第三項関係)

【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」の例】

○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

(支給要件)

第五条 (略)

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(附則第二条関係)

(令和元年法律第八号)

【「子ども・子育て支援に関する施策」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 三 (略)

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2・3 (略)

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 (略)

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 (略)

【「少子化の進展への対処に寄与する」の例】

○大学等における就学の支援に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができ環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

【「」の観点から、」の例】

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

(平成二十四年法律第六十八号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 (略)

一 (略)

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ (略)

ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ・ニ (略)

三 法人課税については、平成二十七年以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四〇六 (略)

七 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。
八 (略)

附 則

第二十条 所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

(附則第三条関係)

【児童手当の所得制限を改正した際の経過措置の例】

○所得税法等の一部を改正する等の法律

(平成二十九年法律第四号)

附 則

(国民年金法等の一部改正)

第二百二十二条 次に掲げる法律の規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

一〇三 (略)

四 児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) 第五条第一項
五〇八 (略)

(国民年金法等の一部改正に伴う経過措置)
第二百二十三条 (略)

2 (略)

3 前条 (第四号に係る部分に限る。) の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。
4・5 (略)

【所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例】

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十五年法律第九十号)

附 則

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。
2・3 略

(理由関係)

【「総合的な少子化対策を推進する一環として、」の例】

○児童手当法の一部を改正する法律案

(平成十九年内閣提出第二十四号)

理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、三歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十一年内閣提出第十五号)

理由

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大学等における修学の支援に関する法律案

(平成三十一年内閣提出第二十一号)

理由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【「保育の需要の増大等に対応(し)」の例】

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十年内閣提出第六号)

理由

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【「施設型給付費等支給費用」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(拠出金の施設型給付費等支給費用への充当)

第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(以下「施設型給付費等負担対象額」という。)であつて、満三歳未満保育認定子ども(第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。)に係る

ものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

2
(略)

【「一般事業主から徴収する拠出金」の例】

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十年内閣提出第六号)

理由

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【「特例給付」の例】

○児童手当法の一部を改正する法律案

(平成十六年内閣提出第三十三号)

理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図

る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第三学年修了前まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

附則

(特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

27
(略)

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項に次の一号を加える。

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

第六十六条の三第一項中「六分の一」を「五分の一」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第十四条の二 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、雇用する労働者の育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援

助を行う事業を行うことができる。

（児童手当法の一部改正）

第二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「支給されない者」の下に「であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるもの」を加え、同条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中子ども・子育て支援法附則第十四条の次に一条を加える改正規定 令和三年十月一日
- 二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年六月一日

(検討)

第二条 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第一項の規定は、令和四年六月以後の月分の同項の給付の支給について適用し、同年五月以前の月分の第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二

条第一項の給付の支給については、なお従前の例による。

(地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の
項

二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十三条

理 由

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案

追加説明資料

令和3年1月

内閣府子ども・子育て本部

○改正法附則第2条の規定ぶりの修正について.....	1
○改正法附則第3条の規定ぶりの修正について.....	3

改正法附則第2条の規定ぶりの修正について

- 改正法附則第2条の検討規定については、以下のような規定ぶりとしていたところ。
「政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の拡充及びそのために必要な財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」
 - この点、関係省庁との協議の結果、
 - ・ 児童手当の在り方の見直しについては、単なる拡充だけではなく重点化の観点からの検討もあり得る中、法律の規定に単に「拡充」と書ききることは適当ではない
 - ・ 同様の趣旨から、「そのために必要な財源の在り方」と書くと財源の拡充だけに寄りすぎた規定となり適当でなく、規定ぶりとしても「…ために必要な…」まで書く必要は必ずしもないと考えられるとの意見があったところ。
 - 上記意見を踏まえ、改正法附則第2条の検討規定中、児童の数等に応じた児童手当の見直しに係る部分については、単なる「拡充」ではなく重点化の論点も含めた「効果的な支給」について検討する趣旨となるよう、以下のとおり規定を修正することとする。
「政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」
 - なお、重点化に係る論点が含まれるとしても、
 - ・ 少子化社会対策大綱等に基づけばあくまで多子世帯への児童手当の拡充も含めた検討であることとされており、単に児童手当の削減を検討するような規定ぶりとならないようにする必要があること
 - ・ 上記も踏まえ少子化対策としての観点から検討を行うものである旨を検討規定において明確に示すべきであることから、「少子化の進展への対処に寄与する観点から」との規定を併せて加えることとする。
- (参考1) 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)(抜粋)
- 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- I-2 (1) 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)
- (子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)
- 児童手当の支給・在り方の検討
- ・ 児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

(参考2)「少子化の進展への対処に寄与する」「…の観点から」の例

◎大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

◎社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 （略）

一 （略）

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ （略）

ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ・ニ （略）

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四～六 （略）

七 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

八 （略）

附 則

第二十条 所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

改正法附則第3条の規定ぶりの修正について

- 改正法附則第3条の経過措置の規定については、改正後の児手法附則第2条第1項の給付を受けて「当該給付」と規定し、「同（令和四）年五月以前の月分の当該給付については、なお従前の例による。」としていたところ。
- この点、なお従前の例によることとされた令和4年5月以前の月分の特例給付は、改正前の児手法附則第2条第1項の給付を指し示す必要があるが、「当該給付」との規定ぶりでは、改正後の児手法第2条第1項の給付を指すように読めてしまうため、なお従前の例によるとするのは、改正前の児手法第2条第1項の給付であることを明確化する観点から、「当該給付」を「第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付」と修正することとする。

第二部長

3. 1. -5

長谷参事官
貝原事務官

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項に次の一号を加える。

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

第六十六条の三第一項中「六分の一」を「五分の一」に改める。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第十四条の二 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、雇用する労働者の育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援

助を行う事業を行うことができる。

(児童手当法の一部改正)

第二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「支給されない者」の下に「であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるもの」を加え、同条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中子ども・子育て支援法附則第十四条の次に一条を加える改正規定 令和三年十月一日

二 第二条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年六月一日

(検討)

第二条 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の拡充及びそのために必要な財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第一項の規定は、令和四年六月以後の月分の同項による給付の支給について適用し、同年五月以前の月分の当該給付の支給については、なお従前の例による。

(地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の
項

二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十三条

理 由

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	(抄)	1
児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)	(抄)	3
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	(抄)	5
地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)	(抄)	6

改 正 案	現 行
（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2（略） 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 三（略） 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 4 5 10（略） （拠出金の施設型給付費等支給費用への充当） 第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の五分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。	（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2（略） 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 三（略） （新設） 4 5 10（略） （拠出金の施設型給付費等支給費用への充当） 第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

2
(略)

附 則

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する
助成)

第十四条の二

政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、雇用する労働者の育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2
(略)

附 則

(新設)

改正案	現行
附則 (特例給付) 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限り。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に第四項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。 3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。 4 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九条条まで（第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）	附則 (特例給付) 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限り。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に次項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。 (新設) 3 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二條まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九条条まで（第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）

「とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「**附則第二条第四項**において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する**附則第二条第一項**の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、**第二十六条第一項中**「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

6|5| 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「**第二十二條の二**」とあるのは「**第二十二條**」と、「**第二十九條**」とあるのは「**第二十九條**（これらの規定を**附則第二条第四項**において準用する場合を含む。）」と、「**第十七條第一項**」とあるのは「**第十七條第一項（附則第二条第四項において準用する場合を含む。）**」とする。

7| 第一項から**第五項まで**に定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から**第五項まで**の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8| (略)

「とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「**附則第二条第三項**において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する**附則第二条第一項**の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、**第二十六条第一項中**「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

5|4| 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「**第二十二條の二**」とあるのは「**第二十二條**」と、「**第二十九條**」とあるのは「**第二十九條**（これらの規定を**附則第二条第三項**において準用する場合を含む。）」と、「**第十七條第一項**」とあるのは「**第十七條第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）**」とする。

6| 第一項から**第四項まで**に定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から**第四項まで**の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7| (略)

改 正 案			現 行		
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		
法律			法律		
（略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）			（略） 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）		
（略）			（略）		
この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九条（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七条第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七 条第一項、第八條第一項及び第十 四條第一項の規定により都道府県 又は市町村が処理することとされ ている事務を含む。）			この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九条（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七条第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七 条第一項、第八條第一項及び第十 四條第一項の規定により都道府県 又は市町村が処理することとされ ている事務を含む。）		

改 正 案	現 行
（児童手当に関する経過措置） 第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十條（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていらない者及び同法第十一條（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。	（児童手当に関する経過措置） 第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十條（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていらない者及び同法第十一條（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案

追加説明資料

令和3年1月

内閣府子ども・子育て支援本部

- 労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成に係る規定の位置について..... 1
- 児手法附則第2条の規定ぶりについて..... 3

労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成に係る規定の位置について

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の原始附則については、①施行期日、検討規定、②国、地方公共団体の努力義務規定、③本則規定に係る経過措置、④施行日前の準備、⑤委任規定、⑥法施行後に創設された個別事業の順で規定されている。
- この点、⑥法施行後に創設された個別事業に関して、
 - ・ 当分の間の措置である保育充実事業
 - ・ 単年度措置の子ども・子育て支援臨時交付金が規定されているところ。

（参考）子ども・子育て支援法附則

【①施行期日、検討規定】

第 1 条：施行期日

第 2 条、第 2 条の 2：検討等

【②国、地方公共団体の努力義務】

第 3 条：財源の確保

第 4 条：保育の需要及び供給の状況の把握

【③本則規定に係る経過措置】

第 5 条：子どものための現金給付に係る経過措置

第 6 条：保育所に係る委託費の支払等

第 7 条：特定教育・保育施設に関する経過措置

第 8 条：特定地域型保育事業者に関する経過措置

第 9 条：施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置

【④施行日前の準備】

第 10 条：保育の需要の増大等への対応

第 11 条、第 12 条：施行前の準備

【⑤委任規定】

第 13 条：政令への委任

【⑥法施行後に創設された個別事業】

第 14 条：保育充実事業（当分の間の措置）

第 15 条～第 24 条：子ども・子育て支援臨時交付金（平成 31 年度限りの措置）

- 現行の子ども・子育て支援法の原始附則では、上記⑥法施行後に創設された個別事業

は、

- ・まず、待機児童対策のため事業主から徴収する拠出金率の上限の引上げや事業主拠出金の充当対象の拡大等の改正にあわせて当面の保育への需要の増大に対応するための措置として複数年度に渡って行うこととしたものを規定し（附則第 14 条）、
- ・次に、地方消費税及び地方消費税交付金の増収見込額が平成 31 年度は過小であることに対応するための単年度限りの特例的な措置を定めている（附則第 15 条～第 25 条）。

- 今般、子ども・子育て支援法に新たに規定する「労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成」については、待機児童対策のため事業主の拠出金を充てる上限を引き上げるとともに政令による拠出金率を引き上げることにあわせて当面の保育の需要の増大に対応するために複数年度に渡って行う事業であるため、同様の措置である保育充実事業（附則第 14 条）の次に、附則第 14 条の 2 として新設することとする。
- なお、附則第 15 条～第 25 条までの規定に関しては、「子ども・子育て支援臨時交付金」の交付が令和 2 年 3 月に終了し、財源である交付税及び譲与税配付金特別会計の決算も終了したところであるが、過大に交付してしまった場合の対応等、都道府県及び市町村において交付金に係る事務が発生する可能性があることから、今般の改正においてはこれらの規定を削除しないこととする。

児手法附則第2条の規定ぶりについて

(前年と前々年の所得を用いる区分を政令に委任することについて)

- 児手法第5条第1項においては、1月から5月分の児童手当については前々年の所得を、6月から12月分の児童手当については前年の所得を用いることを規定している。

本法律案による改正後の特例給付についても、1月から5月分までの給付については、児童手当の所得制限と同様、前々年の所得を用いて支給判定を行うこととするが、何月分の給付について前年又は前々年の所得のいずれを用いるかについては、政令で定めることとする。

- これは、児童手当については児手法第4条に支給根拠を規定した上で、第5条で前年又は前々年の所得のいずれを用いて児童手当の支給判定を行うかを規定しているのに対し、特例給付については附則第2条第1項を支給根拠としているため、支給の根拠規定中で特例給付の存在を前提として「月分の給付」という概念を用いて支給要件を規定することとならないようにしたためである。

- なお、前年又は前々年の所得のいずれを用いるかの区分を政令で定めることにした場合には、何月で所得が切り替わるのかが法律上は明らかにならないこととなるが、特例給付に関する法律上の規定には、6月1日で前年と前々年の所得が切り替わることを前提としたものはないため、支障は生じない。

(所得の切り替えの月を政令に委任することと、施行期日を令和4年6月1日とする事との関係について)

- 前年と前々年の所得が切り替わる月が政令で定まることとなったため、法律上は特例給付に関する改正の施行期日を6月1日とする必然性がないようにも見える。

- しかしながら、
 - ・ 特例給付の支給の時期は毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月までの分を支払うこととされており、事務の簡素化の観点からは支給時期に合わせる事が適当であること
 - ・ 今回の改正により特例給付を受けられなくなる者が生ずるため、公布後1年程度は周知期間を置くことが適当であること
 - ・ システム改修等の地方公共団体の準備が必要であり、児童手当関係のシステム改修や事務の見直しは例年6月1日を起点とするサイクルで行われているため、そのタイミングに合わせる事が適当であること等を考慮すると、令和4年6月1日から施行することが適当である。

(政令委任規定の附則第2条中の規定順について)

- 所得の範囲、計算方法、前年と前々年の所得を用いる区分を政令に委任する規定で「月分の給付」という概念を用いるため、特例給付について月ごとに給付することを規定する同条第2項の次に、政令への委任規定を置くこととする。

(附則第2条第1項において「当該年の十二月三十一日」と規定することについて)

- 扶養親族等でない児童で一定以上所得者が生計を維持したものの数を算定する際の基準となる時点は、所得判定において税法上の扶養親族等を算定する際の基準の時点と同様であり、前々年の所得を用いる1月から5月分までの特例給付については、前々年の12月31日に生計を維持した扶養親族等でない児童の数を見ることとなる。

したがって、「前年又は前々年の所得」にいう年に対応した12月31日を指す必要があることから、「…その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの…」と規定する。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案 読替表 目次

○ 改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第四項の規定による同法第十九条の読替え	1
○ 改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第六項の規定による同法第二十九条の二の読替え	2

○ 改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第四項の規定による同法第十九条の読替え
 (網掛け部分は改正法第二条による改正部分、傍線部分は法律読替え部分)

改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第四項の規定による読替え後	改正法第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第三項の規定による読替え後	読 替 前
(市町村に対する交付) 第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が附則第二条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を交付する。	(市町村に対する交付) 第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を交付する。	(市町村に対する交付) 第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用(三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用(三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその三分の二に相当する額を、被用者でない者に対する費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ交付する。

○ 改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第六項の規定による同法第二十九条の二の読替え
(網掛け部分は改正法第二条による改正部分、傍線部分は法律読替え部分)

改正法第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第六項の規定による読替え後	改正法第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第五項の規定による読替え後	読替前
(事務の区分) 第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十二 条まで及び第二十九条(これらの規定を附則 第二條第四項において準用する場合を含む。) を除く。)の規定により市町村が処理すること とされている事務(第十七条第一項(附則第二 條第四項において準用する場合を含む。))の規 定により読み替えられた第七條第一項、第八條 第一項及び第十四條第一項の規定により都道府 県又は市町村が処理することとされている事務 を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律 第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第 一号法定受託事務とする。	(事務の区分) 第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十 二条まで及び第二十九条(これらの規定を附則 第二條第三項において準用する場合を含む。)) を除く。)の規定により市町村が処理すること とされている事務(第十七條第一項(附則第二 條第三項において準用する場合を含む。))の規 定により読み替えられた第七條第一項、第八條 第一項及び第十四條第一項の規定により都道府 県又は市町村が処理することとされている事務 を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律 第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第 一号法定受託事務とする。	(事務の区分) 第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十 二条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定 により市町村が処理することとされている事務 (第十七條第一項の規定により読み替えられた 第七條第一項、第八條第一項及び第十四條第一 項の規定により都道府県又は市町村が処理する こととされている事務を含む。)は、地方自治 法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項に次の一号を加える。

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

第六十六条の三第一項中「六分の一」を「五分の一」に改める。

附則に次の一条を加える。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第二十六条 政府は、令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、雇用する労働者の育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行うこと

ができる。

(児童手当法の一部改正)

第二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第七項を第八項とし、第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「支給されない者」の下に「であつて、その者の前年の所得（一月から五月までの月分の給付については、前々年の所得とする。）が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるもの」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中子ども・子育て支援法附則に一条を加える改正規定 令和三年十月一日

二 第二条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年六月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の拡充及びそのために必要な財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の児童手当法附則第二条第一項の規定は、令和四年六月以後の月分の同項による給付の支給について適用し、同年五月以前の月分の当該給付の支給については、なお従前の例による。

(地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の

項

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十三条

理 由

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	(抄)	1
児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)	(抄)	3
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	(抄)	4
地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)	(抄)	5

改 正 案	現 行
（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2（略） 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 三（略） 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 4 10（略） （拠出金の施設型給付費等支給費用への充当） 第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の五分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。	（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2（略） 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 三（略） （新設） 4 10（略） （拠出金の施設型給付費等支給費用への充当） 第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

2
(略)

附則

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成)

第二十六条 政府は、令和九年三月三十一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、第五十九条の二第一項に規定するもののほか、雇用する労働者の育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2
(略)

附則

(新設)

○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （特例給付） 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年の所得（一月から五月までの月分の給付については、前々年の所得とする。）が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が前年の十二月三十一日において生計を維持したもの（有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。 3 8 （略）	附 則 （特例給付） 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。 2 （新設） 3 7 （略）

改 正 案	現 行								
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="947 286 1020 618">(略) 法 律</th><th data-bbox="947 618 1020 1108">(略) 事 務</th></tr> <tr> <td data-bbox="366 286 947 618"> 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） </td><td data-bbox="366 618 947 1108"> この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九条（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七条第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七 条第一項、第八條第一項及び第十 四條第一項の規定により都道府県 又は市町村が処理することとされ ている事務を含む。） </td></tr> </table>	(略) 法 律	(略) 事 務	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九条（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七条第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七 条第一項、第八條第一項及び第十 四條第一項の規定により都道府県 又は市町村が処理することとされ ている事務を含む。）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="947 1182 1020 1514">(略) 法 律</th><th data-bbox="947 1514 1020 2004">(略) 事 務</th></tr> <tr> <td data-bbox="366 1182 947 1514"> 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） </td><td data-bbox="366 1514 947 2004"> この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九条（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七条第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七 条第一項、第八條第一項及び第十 四條第一項の規定により都道府県 又は市町村が処理することとされ ている事務を含む。） </td></tr> </table>	(略) 法 律	(略) 事 務	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九条（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七条第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七 条第一項、第八條第一項及び第十 四條第一項の規定により都道府県 又は市町村が処理することとされ ている事務を含む。）
(略) 法 律	(略) 事 務								
児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第四項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九条（附則第二條第四項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七条第一項（附則第二條第四項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七 条第一項、第八條第一項及び第十 四條第一項の規定により都道府県 又は市町村が処理することとされ ている事務を含む。）								
(略) 法 律	(略) 事 務								
児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	この法律（第二十条から第二十二 条まで（これらの規定を附則第二 条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十二條の二及び第 二十九条（附則第二條第三項にお いて準用する場合を含む。）を除 く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十 七条第一項（附則第二條第三項に おいて準用する場合を含む。）の 規定により読み替えられた第七 条第一項、第八條第一項及び第十 四條第一項の規定により都道府県 又は市町村が処理することとされ ている事務を含む。）								

改 正 案	現 行
（児童手当に関する経過措置） 第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十條（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一條（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。	（児童手当に関する経過措置） 第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十條（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一條（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二條第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案 用例集

令和2年12月
内閣府子ども・子育て本部

目次

(子ども・子育て支援法第六十一条第三項関係)	1
【「地域子ども・子育て支援事業・・・その他の子ども・子育て支援」の例】	1
(子ども・子育て支援法附則第二十六条関係)	1
【「積極的に取り組む」の例】	1
【「取り組んでいる」の例】	1
【「政府は、仕事・子育て両立支援事業として、～に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる」の例】	2
(児童手当法附則第二条第一項関係)	2
【「～の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、～の扶養親族等(及び)扶養親族等でない児童で～が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額(未満)である」の例】	2
(児童手当法附則第二条第二項関係)	2
【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」の例】	2
(附則第二条関係)	3
【「子ども・子育て支援に関する施策」の例】	3
【「年齢(等)に応じた」の例】	3
(附則第三条関係)	4
【「児童手当の所得制限を改正した際の経過措置の例】	4
【「所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例】	4
(理由関係)	4
【「総合的な少子化対策を推進する一環として、」の例】	4
【「保育の需要の増大等に対応(し)」の例】	5
【「施設型給付費等支給費用」の例】	5
【「一般事業主から徴収する拠出金」の例】	5
【「特例給付」の例】	6

(子ども・子育て支援法第六十一条第三項関係)

【「地域子ども・子育て支援事業…その他の子ども・子育て支援」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 (略)

2・3 (略)

(子ども・子育て支援法附則第二十六条関係)

【「積極的に取り組む」の例】

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二十二年法律第六十七号)

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

【「取り組んでいる」の例】

○国家戦略特別区域法

(平成二十五年法律第七号)

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例)

第二十四条の二 (略)

2 (略)

一 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

二 (略)

3 (略)

【「政府は、仕事・子育て両立支援事業として、ゝに対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 (略)

(児童手当法附則第二条第一項関係)

【「ゝの前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)」が、ゝの扶養親族等(及び)扶養親族等でない児童でゝが前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額(未満)である」の例】

○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

(支給要件)

第五条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 (略)

(児童手当法附則第二条第二項関係)

【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」の例】

○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

(支給要件)

第五条 (略)

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(附則第二条関係)

【「子ども・子育て支援に関する施策」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 三 (略)

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2・3 (略)

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 (略)

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 (略)

【「年齢(等)に応じた」の例】

○武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

(平成十六年法律第百十七号)

(基本原則)

第二十四条 捕虜収容所長は、捕虜収容所の適正な管理運営を図り、被収容者(抑留令書により捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員、宗教要員、区別義務違反者、間諜及び傭兵並びに仮収容令書により捕虜収容所に収容されている者(以下「仮収容者」という。)をいう。以下同じ。)の人權を尊重しつつ、被収容者の抑留資格、階級等、性別及び年齢、その属する国における風俗慣習及び生活様式等に応じた適切な処遇を行うものとする。

○確定給付企業年金法施行令

(平成十三年政令第四百二十四号)

(給付の額の算定方法)

第二十四条 (略)

2 前項第一号から第三号までに規定する規約で定める数値は、厚生労働省令で定めるところにより、支給開始時における受給権者の年齢、支給期間、保証期間(保証期間を定めた場合に限る。)その他厚生労働省令で定めるものに応じたものとしなければならない。

(附則第三条関係)

【児童手当の所得制限を改正した際の経過措置の例】

○所得税法等の一部を改正する等の法律

(平成二十九年法律第四号)

附則

(国民年金法等の一部改正)

第二百二十二条 次に掲げる法律の規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

一、三 (略)

四 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) 第五条第一項五、八 (略)

(国民年金法等の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十三条 (略)

2 (略)

3 前条(第四号に係る部分に限る。)の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

4・5 (略)

【所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例】

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等

就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十五年法律第九十号)

附則

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2・3 略

(理由関係)

【「総合的な少子化対策を推進する一環として、」の例】

○児童手当法の一部を改正する法律案

(平成十九年内閣提出第二十四号)

理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、三歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十一年内閣提出第十五号)

理由

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う

家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大学等における修学の支援に関する法律案

(平成三十一年内閣提出第二十一号)

理由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学的重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【「保育の需要の増大等に対応（し）」の例】

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十年内閣提出第六号)

理由

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する抛出金の率の上限を引き上げるとともに、当該抛出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【「施設型給付費等支給費用」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(抛出金の施設型給付費等支給費用への充当)

第六十六条の二 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「抛出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する抛出金をもって充てる。

2 (略)

【「一般事業主から徴収する抛出金」の例】

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十年内閣提出第六号)

理由

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【「特例給付」の例】

○児童手当法の一部を改正する法律案

(平成十六年内閣提出第三十三号)

理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第三学年修了前まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

附則

(特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者(第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

子ども・子育て支援法及び児童手当法
の一部を改正する法律案
説明資料

令和 2 年 12 月

内閣府子ども・子育て本部

目 次

総論	1
＜本法案の名称について＞	1
＜子ども・子育て支援法及び児童手当法を束ねる理由について＞	3
＜本法案を予算関連法案とする理由について＞	4
子ども・子育て支援法の一部改正	5
＜市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加について（子ども・子育て支援法第 61 条第 3 項関係）＞	6
＜施設型給付費等支給費用に充てる事業主拠出金の上限割合の引上げについて（子ども・子育て支援法第 66 条の 3 関係）＞	10
＜労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設について（子ども・子育て支援法附則第 26 条関係（新設））＞	12
児童手当法の一部改正	15
＜特例給付の見直しについて（児手法附則第 2 条関係）＞	16
附則関係	18
＜施行期日について（附則第 1 条関係）＞	19
＜検討規定について（附則第 2 条関係）＞	22
＜児童手当法の一部改正に伴う経過措置について（附則第 3 条関係）＞	24
＜地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正について（附則第 4 条関係）＞ ...	25

総論

＜本法案の名称について＞

- 子ども・子育て支援については、保育所等の運営費（子どものための教育・保育給付としての施設型給付費等）や児童手当（子どものための現金給付）の給付を含め、子ども・子育て支援法において総合的に規定されている。

（参照条文）

●子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2～10 （略）

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

●児童手当法（昭和46年法律第73号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

- また、子ども・子育て支援に係る費用に関しても、子ども・子育て支援給付の一部に充てられている一般事業主から徴収する拠出金を含め、その負担者や負担割合（児童手当の支給に関しては、拠出金分のみ）について子ども・子育て支援法に規定されている。
- 今般、保育の需要の増大に伴い、令和3年度以降の保育の受け皿確保に係る「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日厚生労働省公表）に盛り込まれた施策の実現を図るため、追加で必要となる保育所等の運営費を確保する必要があるとあり、児童手当が支給されない者に対する特例給付の支給要件に関する見直しにより捻出された財源を活用するとともに、拠出金について保育所等の運営費に充当することができる割合の引上げにより、より多くの財源を保育所等の運営費に充当できるように改正することとしている。

- 以上を踏まえ、今般の改正については保育所等の運営費の負担割合等について規定している子ども・子育て支援法を軸とし、題名を「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」とする。

＜子ども・子育て支援法及び児童手当法を束ねる理由について＞

- 法案の本則において改正を予定している法律は、子ども・子育て支援法及び児童手当法である。
- 当該改正法案については、以下の１～３のとおり、法案の一本化の基準を満たしていることから、これらの法律を束ねて改正することとする。

１．法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨目的が一つであると認められる

今般の改正は、総合的な少子化対策を推進する一環として、子ども・子育て支援の効果的な実施を図ることを目的に、特に、保育の需要の増大に対応するために令和３年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に充てるため、児童手当が支給されない者に対する特例給付の支給要件に関して見直すことで捻出された財源を活用するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の保育所等の運営費に充当できる割合を引き上げることでより多くの財源を保育所等の運営費に充てることができるようにすることを主眼とするものであり、いずれの改正項目も趣旨目的は同一である。

２．内容的に法案の条項が相互に関連していて一つの体系を形作っていると認められる

子ども・子育て支援法の改正は、同法に規定されている一般事業主から徴収する拠出金を保育所等の運営費に充当することができる上限割合を引き上げるものである。また、児童手当法の改正は、特例給付の支給対象者を見直すものであり、これによって特例給付を含む児童手当の支給に要する費用が減少するとともに、捻出された財源を令和３年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に活用することとしている。

拠出金を充てることのできる費用には、保育所等の運営費及び児童手当の支給に要する費用等が含まれる（子ども・子育て支援法第６９条）ほか、拠出金の率の計算には、児童手当の支給や保育所等の運営費など、当該拠出金の充当対象事業に要する費用の予想総額等を勘案することとされている（同法第７０条）。このため、今回の特例給付の支給要件の見直しによる特例給付を含む児童手当の支給に要する費用の減少や保育所等の運営費のための財源確保は、保育所等の運営費に充当することができる上限割合に直接的に影響することとなる。

したがって、特例給付の支給要件等を見直しと拠出金の使途の割合の引上げは、一体として行う必要があり、今般の改正条項は相互に牽連性を有するものである。

３．一つの委員会の所管に属する範囲内のものである

当該法案の本則において改正を予定している子ども・子育て支援法及び児童手当法については、いずれも内閣委員会の所管に属するものである。

＜本法案を予算関連法案とする理由について＞

- 本法案においては、子ども・子育て支援法の一部改正により、労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する時限的な助成制度を創設することとしている。
- 当該助成制度については、育児休業の取得を推進し、保育サービスに対する需要の低減に貢献している事業主に対する支援として助成を行うものであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により企業の業績悪化が見込まれる中において、事業主に対する速やかな支援を行う観点から、令和3年10月1日施行とすることを予定している。
- したがって、令和3年度予算により当該助成制度を適切に執行する必要があることから、本法案は予算関連法案とする。

子ども・子育て支援法の一部改正

＜市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加について（子ども・子育て支援
法第 61 条第 3 項関係）＞

1. 改正の趣旨

- 今般の改正では、特に、保育の需要の増大に対応するために令和 3 年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に充てるため、特例給付の支給要件の見直しにより生じた財源の活用や一般事業主から徴収する拠出金の保育所等の運営費に充当できる割合の引上げを行い、保育の提供体制を確保できるようにしている。
- このような保育の提供体制の側からの対応にあわせて、保育の需要側への対応として、子育て家庭や妊産婦が必要な子ども・子育て支援を円滑に利用できるように、例えば、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかった場合においても継続した支援を行うなど、より効果的に子育て支援が利用されるような環境を整えることが重要である。
- この点、少子化社会対策大綱に示されているように、子育て家庭や妊産婦に身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化を推進していくことは、上記の観点から待機児童対策にも資するものであり、利用者支援事業を含めた地域の子ども・子育て支援を実施する関係機関相互の連携の推進を図っていくことが必要である。

【参考】少子化社会対策大綱（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）

利用者支援事業については、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化の推進を図る。特に、待機児童の解消を図るため、保育コンシェルジュを活用し、保育所等の利用について、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかった場合においても継続した支援を行う「寄り添う支援」を実施する。

- また、令和 3 年度予算案においては、
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業の中でも、地域の子育て支援の中核として関係機関との連絡調整を担う、同法第 59 条第 1 号に規定する利用者支援事業の国庫補助率を 1／3 から 2／3 に引き上げる
 - ・ 利用者支援事業において地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築を行う経費を支援するための費用の計上を行っており、各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていくこととしているところ。

- これらを踏まえ、市町村における子ども・子育て支援施策の実施に関係する機関の連携を制度的にも促進するため、法第 61 条第 2 項に基づいて市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関の連携の推進に関する事項を盛り込むこととする。

2. 改正の概要

- 給付のような全国一律の基準を適用することになじまず、地域の実情に応じて実施することが効果的な事業を、地域子ども・子育て支援事業として、各市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って行うこととされている（法第 59 条）。
- この子育て支援事業計画は、内閣総理大臣が示した基本方針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり（法第 61 条第 1 項）、この計画には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保について定めることが必要である（同条第 2 項）。
- これに加えて、市町村が当該計画に定めるよう努めるべき事項として、次のように、施策の円滑な実施に関する事項や施策間の連携に関して市町村が留意すべき事項がある（同条第 3 項）。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- これらの事項を計画の記載事項とすることによって、計画に定める過程を通じて市町村がこれらの取り組みについて意識付け、また関係機関との調整を行う機会を設ける趣旨である。また、地域子ども・子育て支援事業はこの計画に従って行うこととなっているため（法第 59 条）、実施段階における行動指針としての性格をもつこととなる。
- 今回の改正において、子ども・子育て支援法第 61 条第 3 項に規定する、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定めるよう努めるべき事項として、教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。

※ 「その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関」としては、市町村の委託を受けて地域子ども・子育て支援事業を行う事業者、保育所・幼稚園・認定子ども園等を想定している。

- なお、市町村子ども・子育て支援事業計画は内閣総理大臣が定める基本方針に即して定めるものであり、基本方針の記載事項（第 60 条第 2 項各号）におおむね対応しているところ、今回追加する事項は、同項第 5 号の地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保に関する事項に対応するものであり、基本方針の記載事項に新たな事項を追加する必要はない。

(参考) 子ども・子育て支援法第 59 条各号の地域子ども・子育て支援事業の概要

事業種類	概要
①利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
⑤放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
⑦乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業
⑧養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業
⑨地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
⑩一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑪病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
⑫子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑬妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

＜施設型給付費等支給費用に充てる事業主拠出金の上限割合の引上げについて（子ども・子育て支援法第 66 条の 3 関係）＞

1. 改正の趣旨

- 子どもを安心して生み育てることのできる社会の実現は日本全体で取り組まなければならない課題の一つであるとともに、保育の受け皿の確保は、現在の労働力を確保することを可能とするため事業主にとって受益があることから、満 3 歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。以下同じ。）に係る同法第 66 条の 3 に規定する施設型給付費等支給費用（以下「満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用」という。）の 6 分の 1 を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てることとされている。
- これは、平成 29 年の大臣折衝において、「「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0 歳～2 歳児相当分）に拠出金を充てるため、0 歳～2 歳児に係る保育給付費総額に対する拠出金の充当割合の上限を法定する」とされたことに伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 12 号）により規定されたものである（子ども・子育て支援法第 66 条の 3）。
- 具体的な充当割合については、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用の総額が約 1.2 兆円となっていたことから、「子育て安心プラン」に基づき新たに充当される拠出金の額 2,000 億円を基に定めたものである。
$$2,000 \text{ 億円} / 1.2 \text{ 兆円} = 1/6 \text{ } (\approx 16.7\%)$$
- 今般、保育需要の増大に対応するため、「新子育て安心プラン」の実現に向け、一般事業主より、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用として 1,000 億円追加で拠出することを合意していることから、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充当される拠出金の割合が現行の上限である 6 分の 1 を超えることが見込まれる。
- このため、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充てる拠出金の割合の上限を引き上げることとする。

2. 改正の概要

- 拠出金を充当することができる満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に対する割合の上限を、6 分の 1 から 5 分の 1 に引き上げる。
 - ※ 令和 7 年度に見込まれる満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に占める拠出金の割合
$$(2,000 \text{ 億円} + 1,000 \text{ 億円}) / 1.56 \text{ 兆円} = 1/5 \text{ } (\approx 19.2\%)$$

*一般事業主からの1,000億円の追加拠出に加え、政府より追加で公費を充てるため、令和7年度における満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用は、約1.56兆円となる。

＜労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設について（子ども・子育て支援法附則第 26 条関係（新設））＞

1. 改正の趣旨

- 保育の需要の増大等に対応するため、今回の改正により、拠出金を充当することができる満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に対する割合の上限を、6 分の 1 から 5 分の 1 に引き上げ、事業主の負担を増やすこととしている。
- 一方で、従業員に対して育児休業の取得を促進している企業もある。育児休業の取得促進は、保育サービスに対する需要の低減につながるため、全体として必要な保育に要する費用を縮減するとともに子育て環境の整備に貢献することから、育児休業を従業員に多く取得させている事業主を対象として、助成金で支援することは育児休業を取得しやすい社会環境を醸成し、子ども及びその保護者である従業員が置かれている環境に応じた、従業員の選択に基づく、良質かつ適切な保育その他の子ども・子育て支援の総合的かつ効率的な提供が図られ、子育て支援として意義があると考えられる。
- また、今般、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用の増大に伴い、政令で定める拠出金率を引き上げ、事業主の拠出金の負担を増大させることとしている。この点、助成を行うことは、積極的な取組を行う事業主に対し、拠出金の負担の増加に対する緩和措置としても機能することが期待される。
※令和 2 年度の拠出金率 1,000 分の 3.6
(子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 27 条)
- このため、従業員の育児休業取得を積極的に進めている事業主を助成する制度を創設する。具体的には、今後、事業主の団体と協議を行った上で決めていくが、行政の認定を受けたものとしては、従業員の育児休業取得の推進など、次世代育成支援に積極的な事業主を認定する、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 に規定する厚生労働大臣認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）を取得した事業主などのうち、特に従業員の育児休業取得による負担が大きい中小企業を対象とすることが考えられる。
※くるみん認定については、有効期限が設けられているようなものではなく、過去に認定を取得した事業主についても「くるみん認定を取得した」事業主になるため、助成制度の実施年度の前年度に認定を取得した事業主に限ることを検討。
- なお、これは、企業間で従業員の育児休業取得を積極的に進めている事業主を相互に支援する仕組みとして、一般事業主からの拠出金を財源とする。
※くるみん認定事業主数（令和 2 年 3 月末時点）
301 人以上規模：2,001 300 人以下規模：1,311
うち、特例認定（プラチナくるみん認定）：367

※（参照条文）

○次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（抄）

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

○子ども・子育て支援法（抄）

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

2. 改正の概要

- 従業員の育児休業取得を積極的に進めているなど、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対する時限的な（令和 9 年 3 月 31 日までとする）助成制度を設けることとし、当分の間の措置として、仕事・子育て両立支援事業にこれを位置づける。なお、仕事・子育て両立支援事業について規定した同法第 59 条の 2 に倣い、「～に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる」と規定する。

（当該助成制度を仕事・子育て両立支援事業として位置づけることについて）

- 現行、子ども・子育て支援法に規定されている国が一般事業主からの拠出金を用いて行う子育て支援事業としては、仕事・子育て両立支援事業がある。これは、労働者の「仕事と子育てとの両立に資する」（子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項）活動を支援することを目的として行う事業である。同法第 59 条の 2 第 1 項では、もっぱら「子ども

・子育て支援の提供体制の充実」の観点から仕事と子育ての両立を図るため、保育を行う業務に係る施設の設置者に対する助成及び援助について規定している。

- 一方で、雇用する労働者に対し育児休業の取得を促進することなどに積極的に取り組んでいる事業主を支援することは、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備の観点から仕事と家庭との両立を支援するため、「仕事・子育て両立支援制度」と目的を一にする。このため今回創設する事業主に対する助成は、仕事・子育て両立支援事業として位置づけることとする。

(当該助成制度を時限措置として規定することについて)

- 今般の助成制度は、保育の需要を低減する取組に対するインセンティブを付与するものであり、一定の期間を区切って取組を促進することを意図している。また、保育需要の増大に対応するために拠出金率を引き上げることに伴う事業主の負担を軽減するものでもあり、拠出金率引上げの移行期における緩和措置としての意味もある。このため、時限的な措置とすることが適当である。
- 期間の目安としては、保育の体制が整うまでの間は保育の需要の低減への取組が特に求められることから、待機児童の解消に向けて取り組む「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日厚生労働省公表）の取組期間の間に労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に取り組んだ事業主に助成金を支給できるよう、「新子育て安心プラン」の取組期間＋2年間（令和9年3月31日までの間）とする。

(参考)

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抄）

男性の育児休業取得など次世代育成支援に積極的な事業主に対するインセンティブについて検討する。

児童手当法の一部改正

＜特例給付の見直しについて（児手法附則第2条関係）＞

1. 改正の趣旨

- 児手法第5条では、児童手当の支給要件として所得制限を設けており、所得制限額以上の所得を有する者（以下「一定以上所得者」という。）には児童手当を支給しないこととしている。
※扶養親族等及び児童が3人いる者（配偶者と児童2人を扶養する者）をモデル世帯として、当該者についての所得制限額を736万円（年収目安960万円）（*）としている。
*児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「児手令」という。）第1条において規定している、扶養親族等及び児童がいない場合の所得制限額622万円は、736万円から扶養親族等3人分の加算額114万円を控除したもの。
- 一方で、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による児手法の改正において、一定以上所得者に対しては、当分の間の特例措置として、児童1人につき月額5,000円の給付（以下「特例給付」という。）を行うこととしている（児手法附則第2条第1項）。
- この点、近年の国会や財政制度等審議会等において、高所得世帯に対する特例給付が必ずしも足元の子育て費用に充てられていないことや、昨年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていること、消費の実態や他制度の例も踏まえ、特例給付については廃止すべき等の議論がなされているところ。

（参考）近年の特例給付に関する議論

- 平成31年度予算の編成等に関する建議（平成30年11月20日財政制度等審議会）（抜粋）

Ⅱ. 平成31年度（2019年度）予算編成の課題

1. 社会保障

（3）子ども・子育て

（児童手当の見直し）

（略）また、児童手当の所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されているが、使途に関する調査によれば、必ずしも足元の子育て費用に充てられていない状況にある。「特例給付」については、効果的・効率的な支援とするため、廃止を含めた見直しを行うべきである。（略）

- 令和3年度予算の編成等に関する建議（令和2年11月25日財政制度等審議会）（抜粋）

Ⅱ. 令和3年度（2021年度）予算編成の課題

1. 社会保障

（4）子供・子育て

④児童手当の見直し

現行の児童手当制度においては、所得制限を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として月額 5,000 円（年額 6 万円）の「特例給付」が支給されている。昨年 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5 歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や他制度の例も踏まえ、所得制限を超える者への特例給付については、廃止すべきである。（略）

- これを踏まえ、子ども・子育て支援の効率化・重点化を図るため、児童手当の所得制限に該当する高所得世帯に支給している特例給付の見直しを行う必要がある。

2. 改正の概要

- 現金給付を行う必要性が低い超高所得世帯に対する特例給付を廃止するため、一定以上所得者のうち、所得上限を超える者には特例給付を支給しないこととする。

（所得上限の定め方について）

- 所得上限については、児童手当の所得制限（児手法第 5 条第 1 項）と同じ考え方で、一定以上所得者の扶養親族等及び一定以上所得者の扶養親族等でない児童で当該一定以上所得者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて定まるようにする。
 - ※ 扶養親族等及び児童がいない場合の所得の額を所得上限の計算に当たっての基準として定め、扶養親族等及び児童がいるときは、当該基準額に当該扶養親族及び児童 1 人につき 38 万円（所得税の扶養控除額）を加算して所得上限を設定する。

（所得上限の額について）

- 現行制度では、児童手当の支給要件として、扶養親族等及び児童が 3 人いる場合（配偶者と児童 2 人を扶養する者）をモデル世帯としていることを踏まえ、特例給付の所得上限の設定に当たっても、同様に扶養親族等及び児童が 3 人いる場合をモデル世帯とし、所得上限額を 972 万円（年収目安 1,200 万円）とすることを予定している。
 - ※ 具体的な規定は、扶養親族等及び児童がいないときは、所得上限を 858 万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、扶養親族等及び児童 1 人につき 38 万円加算した額とする。
- なお、年収目安 1,200 万円の所得上限額は、税制上の配偶者控除を受けられる上限が年収目安約 1,200 万円（1,195 万円）であること等を踏まえ、政府・与党の協議により決定されたものである。

（所得の範囲及び計算方法について）

- 特例給付の所得制限の対象となる所得の範囲及び計算方法は、児童手当の所得制限に用いる所得と同じものとする予定であるところ、当該所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当の所得制限について規定する児手法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定ぶりと同様に、政令で定めることとする。

附則關係

＜施行期日について（附則第1条関係）＞

- 本法案は、令和4年4月1日から施行することとする。ただし、以下の事項に関係する規定については、それぞれ以下のとおり施行することとする。
 - ・労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度：令和3年10月1日
 - ・児手法の一部改正関係：令和4年6月1日

（施行期日を令和4年4月1日にすることについて）

- 今般の改正は、保育需要の増大に対応し、待機児童の解消を実現するため、令和3年度以降の保育の受け皿確保のために必要な運営費の確保を図ることを主眼に置いているものである。
- また、当該運営費の確保に係る改正として、経済界との合意に基づき、満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付等支給費用に充てられる拠出金を追加で1,000億円拠出することとされたことを踏まえ、
 - ・ 当該運営費に充てることができる拠出金の割合の上限を引き上げ、
 - ・ 拠出金のほか必要となる公費については、児童手当の支給要件に関する見直しを行うことにより捻出された財源を充てるとともに、
 - ・ 拠出金の割合の上限引上げに伴う事業主の負担を緩和することも念頭に置いて、事業主に対する助成制度を創設することとしており、運営費の確保に係る改正の中でも拠出金の上限割合の引上げを主たる内容として、その他の改正も併せて行うこととしている。
- したがって、拠出金の上限割合の引上げに係る改正部分の施行日である令和4年4月1日を、本法案の施行日とすることとしている。

（拠出金の上限割合の引き上げに係る改正の施行日を令和4年4月1日とする理由）

- この点、現行の拠出金の上限割合を超えて満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に拠出金を充当する必要が生じるのは、令和4年度分の満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用からであり、当該年度から拠出金の上限割合を引き上げ4月分から必要な拠出金を徴収することとしなければ、必要な財源を確保できず、待機児童の解消に重大な支障が生じる。
- このため、令和4年度の満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充当する分から拠出金の上限割合を引き上げる必要があることから、本法案の施行日を令和4年4月1日とするものである。

（市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加に係る改正の施行日を令和4年

4月1日とする理由)

- 地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援に関しては、利用者支援事業の国庫補助率の引上げ、利用者支援事業において地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築を行う経費を支援するための費用の計上など、地域の子ども・子育て支援の各施策の連携を推進するための措置を、令和3年度から実施することとしている。
- 一方で、各市町村における市町村子ども・子育て支援事業計画については、現在、令和2年度～令和6年度の5年間で1期とした第2期計画を定めているところであり、令和3年度末までの実績を踏まえ、令和4年度中に、各市町村において当該計画の中間見直しを行うことが想定される。
- そこで、各市町村において、地域子ども・子育て支援事業等の連携の推進に係る事業の実績も踏まえて当該計画の変更がなされる令和4年度から、今般の改正規定が適用されるよう、令和4年4月1日を施行日とするものである。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度に関する規定の施行日を令和3年10月1日とする理由)

- 今般の改正では、労働者の子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度を創設することとしている。
- 当該助成制度については、育児休業の取得を推進し、保育サービスに対する需要の低減に貢献している事業主に対する支援として助成を行うものであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により企業の業績悪化が見込まれる中において、事業主に対する速やかな支援を行う観点から、当該助成制度を実施するに当たっての実務上の作業等も踏まえて、本法案の施行日より早い令和3年10月1日を施行日とするものである。

(児手法の一部改正関係の規定の施行日を令和4年6月1日とする理由)

- 児童手当等受給者（特例給付受給者を含む。以下同じ。）におけるN年6月から翌年(N+1年)5月までの児童手当及び特例給付（以下「児童手当等」という。）については、N年6月1日から同月30日までの間に提出することとされている現況届によって把握した、前年(N-1年)の所得の情報に基づき、各支給主体（市町村及び所属庁）において支給判定が行われている。

また、児童手当等は、2月から5月までの月分を6月に、6月から9月までの月分を10月に、10月から翌年1月までの月分を2月に支給することとしている（児手法第8条第4項）。

※ （参照条文）

○児童手当法施行規則

（現況の届出）

第四条 一般受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2～4 (略)

- この点、今般の児手法の改正規定の施行日を本法案の施行日である令和4年4月1日とした場合、令和4年6月に支給される同年4月分及び5月分の児童手当等については、今般の改正による新たな所得制限に基づき支給可否を判断することとなり、令和4年6月の支給に合わせて、各支給主体において特例給付受給者に係る支給可否を判定し直す必要がある。
- しかしながら、上記事務を行わせることとした場合、各支給主体の事務負担が過大となることから、各支給主体において一律に現況届による児童手当等受給者の支給判定を行うこととなる6月分の児童手当等から第2条による改正後の児手法の規定を適用するため、同条の規定について令和4年6月1日を施行日とするものである。これまでの児手法の改正においても、所得制限に係る支給要件の変更を伴うものについては、同様に6月1日を施行日としてきている。
- なお、上記の整理に基づき、令和3年6月1日を施行日とすることも考えられるが、各支給主体におけるシステム改修や制度の周知に一定の期間が必要であることに鑑み、令和4年6月1日から施行することとしている。

＜検討規定について（附則第2条関係）＞

- 児童手当については、少子化社会対策大綱や全世代型社会保障改革の方針においては、多子世帯や児童の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘や、世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘があることを踏まえ、子どもの数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方及び世帯合算の導入を検討すること、とされていたところである。

（参考）

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I－2（1）子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）

○児童手当の支給・在り方の検討

- ・児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

- 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）（抜粋）

2. 待機児童の解消

（略）少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、引き続き検討する。

- ここに示されている課題のうち、今般の改正においては、超高所得世帯においては現金給付の必要性が低いこと等に鑑みて特例給付の支給要件に所得制限を設けることとし、所得水準に応じた効果的な給付の在り方について対応することとした。
- しかし、多子世帯にはより手厚い給付を行うなど、児童の数等に応じた児童手当の拡充やそのための財源の在り方、共働き世帯と片働き世帯といった世帯構成の違いを踏まえた支給要件の在り方等については、今般の改正後においても引き続き速やかな検討が必要である。
- 今回は、こうした検討が必要な諸課題を措いて、まずは早急な対応が必要な点に絞って対応することで政府・与党において方針がとりまとまったところである。政府としても本法案を国会に提出するに当たり、今回の措置で検討が終わったのではなく、引き続き検討が必要な課題があることを明確化することが必要であるため、検討規定を置くこととした。

- その際には、子どもや家庭の置かれた状況によって必要な支援策が異なることから、児童手当のような現金給付だけに閉じた議論ではなく、保育の受け皿の拡大、仕事と家庭の両立支援など、子ども・子育て支援に係る施策をトータルで見て、必要な家庭に必要なとしている支援が行えるようになっているかどうかという観点から、バランスのとれた議論が必要であるため、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を踏まえて行うこととしている。

＜児童手当法の一部改正に伴う経過措置について（附則第3条関係）＞

- 今般の改正により、特例給付の支給に関して、新たに政令で定める額未満の者に支給することとする所得制限を設けることとしている。
- また、当該政令で定める額に基づき支給判定が行われるのは、令和4年6月分以後の特例給付からであり、令和4年5月分以前の特例給付の支給可否については、改正前の児童手当の所得制限により支給判定が行われることとなる。
- この点、児童手当及び特例給付の支給は認定請求を行った月の翌月から支給することとしているところ（児手法第8条第2項）、4月に認定請求をした者（5月分の児童手当等から支給を受けようとする者）の認定を6月以降に行う場合などは、当該者については従前の所得制限を適用する必要がある。
- このことを明確化するため、本法案による改正後の特例給付の支給の制限については令和4年6月分以後の特例給付の制限について適用することとし、令和4年5月分以前の特例給付の制限については、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。

・過去の児童手当の所得制限の改正の例

○所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）

附 則

（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十三条 （略）

2 （略）

3 前条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

4・5 （略）

・所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）

附則

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2・3 略

＜地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正について（附則第4条関係）＞

- 今般の改正により、特例給付の所得制限に用いる所得の範囲及びその額の計算方法について政令で定めることとするため、児手法附則第2条に新たに第2項を追加することとしているところ、この項ずれに伴い、同条第3項を引用している地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定について、同条第4項に改める改正を行う。